

発議案第 1 号

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第 1 項及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第 1 号）第14条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	村 松 信 一
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	吉 田 喜 博
〃	〃	小 川 文 子
〃	〃	高 橋 安 子
〃	〃	昆 秀 一
〃	〃	赤 丸 秀 雄

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例

矢巾町議会委員会条例（昭和62年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項)			(常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項)		
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次表のとおりとする。		
名称	委員定数	所管事項	名称	委員定数	所管事項
〔略〕			〔略〕		
教育民生常任委員会	〔略〕	福祉課、健康長寿課、 <u>文化スポーツ課</u> 及び教育委員会の所管に属する事項	教育民生常任委員会	〔略〕	福祉課、健康長寿課、 <u>こども家庭課</u> 及び教育委員会の所管に属する事項
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

発議案第 2 号

第 8 次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止について

第 8 次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第 1 号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	村 松 信 一
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	吉 田 喜 博
〃	〃	小 川 文 子
〃	〃	高 橋 安 子
〃	〃	昆 秀 一
〃	〃	赤 丸 秀 雄

第 8 次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止について

第 8 次矢巾町総合計画策定調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。